

令和7年度訪問看護体験型研修実施要領（案）

1 目的

訪問看護ステーションに出向き訪問看護を体験することによって、訪問看護への理解、就業意欲の向上、訪問看護技術の向上を図ることによって、訪問看護人材の確保・育成に資する。

2 実施主体

青森県訪問看護総合支援センター

3 実施期間

令和7年7月～令和7年11月（申込期間：令和7年6月1日～10月15日）

4 研修内容・対象者

研修内容は、研修受講者の目的に応じて、オリエンテーション・同行訪問・振り返りを行う。

Aコース：入門コース（1日間）

対 象：訪問看護に関心がある医療・介護従事者、医療・介護系の学生や看護学生

Bコース：訪問看護実践コース（1日～5日間）

対 象：潜在看護師を含む看護職の方で訪問看護を体験し実践力を身につけたい方

5 研修申込

- ・研修を希望する前月の15日までに申し込みをすること。
- ・所定の申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにて申し込みをすること。

6 実施方法

- ・研修実施にあたり研修に協力可能な訪問看護ステーションを募集する。
- ・研修は研修協力施設として登録された訪問看護ステーションにて行う。

7 費用

- ・研修受講者の参加費用は無料とする。
- ・協力ステーションへの謝金は1人1日につき12,000円を支払うこととする。

8 受講終了報告

- ・研修参加者は、研修後速やかに受講終了書をセンターに返送すること。

9 その他

- ・この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に協議し、定めることとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。